

私は、大きく3点にわたり花川区長、並びに、清正教育長に質問いたします。

始めに、近年頻発する集中豪雨等の異常気象に対する減災対策について伺います。

地球温暖化に伴う影響が懸念される昨今、世界的に大規模な水害が多発しております。日本でも時間当たり50mmを超える降雨に伴う水害が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しております。特に昨年9月に関東・東北地方を襲った豪雨災害は、線状降水帯という気象現象によってもたらされました。このような豪雨は、その発生メカニズムを踏まえれば、今後、いつ、どこで発生しても不思議ではありません。これまで区は「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこととし、首都直下地震や都市型水害などに対し、まちの安全性を高め、区民の命を守るため、「北区地域防災計画」を策定し、地域防災力の向上を推進しており、昨年の5月25日からは、国土交通省、北区、足立区、板橋区が中心となり、鉄道事業者や警察、消防などの二十機関、三十七部局が参加し、災害が想定される5日前から、発生、その後の対応まで、さまざまな機関が災害時に何をするか、時間を追って整理した事前防災行動計画「荒川下流タイムライン」を策定しました。これは我が会派が平成26年よ

り早期の導入を求めていたもので、迅速な対応に感謝いたします。花川区長は昨年6月、国土交通省を訪れ、荒川下流タイムラインの試行案を当時の太田国土交通大臣へ報告し、活用状況を踏まえて計画の充実と改善を図っていくと述べられております。そこで伺います。昨年の出水期からの活用経験を踏まえ、現時点のタイムライン運用上の課題や具体的な取り組み、そして改善点があればお答えください。

また、具体的な避難方法については、現在計画されている特定整備路線、補助86号線は、荒川が氾濫した場合、志茂地域等の低地から赤羽西5丁目地域等の高台へ水平避難ができる区民の命を守る有効な避難道路であり、その完成が待ち望まれるところです。一方で避難に急を要する場合などに有効な、近隣の高い建物を避難する「垂直避難」については、北区地域防災計画（風水害対策編）で緊急的な避難行動と位置付けていることから、その避難先の協力を得るために具体的な取り組みを進めなければなりません。荒川区では、荒川が決壊するなど大規模な水害が発生した場合、緊急時に住民が都営住宅へ逃げ込めるようにする覚書を昨年12月9日に東京都と締結しました。この覚書に基づく計画では、区内の一部の高台を除き、最大5メートル程度の浸水が起き、建物の2階までが水没すると想定し、区民約1万人弱が荒

川区内にある23の団地の廊下などを一時的な避難先として使用することとしています。同様の覚書は、すでに江東、墨田、足立、葛飾、江戸川、大田区が結んでおります。そこで伺います。荒川が氾濫した場合の緊急的な避難行動をより向上させるためにも、東京都やUR都市機構などと同様の覚書を早期に締結すべきと考えますが、区の見解を伺います。更に、垂直避難については、すでに民間の高層住宅の所有者などに協力を求めていることと思いますが、現在までの進捗状況と課題があればお聞かせ下さい。また、区の半分がゼロメートル地帯を占める葛飾区では、新築ビルに洪水時の緊急避難スペースが確保される場合には、高さ制限を4～10メートル緩和する仕組みを新年度より導入します。避難先の確保を進め、発災時により多くの区民の命を守るためにも、地域の実情に合わせた減災対策としてビルの高さ制限の緩和などの減災まちづくりを行うべきと考えますが、区の見解を伺います。また来年度の予算案には、災害時の情報通信基盤の強化を図るため、文字情報の発信も可能な個別受信機の配備や地域防災行政無線拡声子局のデジタル化を進めるほか、防災意識の啓発や災害時の行動を支援するためスマートフォン用の「防災アプリ」の導入などが盛り込まれております。すでに区は東京23区で初となる臨時災害FM放送局を設置し、発災後に行政から

の様々な情報を区民へ伝達できる体制を整えており、防災・減災に対する取り組みは高く評価いたします。更に「北区地域防災計画」などで、発災時や発災前後に区民への情報伝達の方法を細かく定めております。然しながら、都市型水害の避難では、いかに漏れなく情報を伝え、住民の避難行動を促すか、その情報提供の在り方が非常に重要であると言えます。緊急速報メールやエリアメール、その他のSNSを活用した災害情報・避難情報の提供はとても大切です。一方で、メールやSNSを活用した情報提供は、高齢者になるほど受信率が下がるため漏れなく情報を到達させる方法を更に検討する必要があると考えます。特に避難に時間を要する高齢者にはいち早く情報を届けなければなりません。1時間に50mmを越すような降雨が発生した場合、避難を呼びかけるにも、防音や雨音で防災行政無線や広報車による巡回などでは、住宅環境の変化もあり行政からの情報が正確に届かない可能性もあります。足立区では、水害発生危険性が高まるなどして区が避難所を開設したり、避難勧告を出したりする場合に、あらかじめ登録した区民の固定電話や携帯電話に電話がかかり、「中川が避難判断水位を超えました」「小学校に避難所を開設しました」などの自動音声メッセージが流れる仕組みの「あだち安心電話」を本年4月より導入します。この自動音声からは「避難所に避難

する場合は電話の一番を、自宅の二階以上に避難する場合には二番を押してください」といったメッセージも流れ、区職員らが住民の安否確認する際の参考にするということです。これまで足立区では災害時の情報は、防災無線やホームページ、メールで発信していましたが、昨年9月の豪雨の際、区内を流れる綾瀬川や中川の上流にある埼玉県内の水位観測所で「氾濫危険水位」に達していたことから、災害対策を再検討し、「防災無線の音が聞こえない」「防災無線の音量を上げすぎると、うるさい」といった区民の声を踏まえ、このシステムを導入することにしました。

台風や低気圧の接近など、あらかじめ発生が予測できる災害ではタイムラインによる事前の注意喚起や避難情報の提供などが従来の伝達方法でも有効です。然しながら、前兆なく起きるゲリラ豪雨では、正確で迅速かつ確実な情報伝達が求められます。そこで、荒川が氾濫する危険性が高まり、住民の方へ正確で迅速な情報提供を行うためにも、あらかじめ登録した区民の固定電話や携帯電話に電話がかかり、避難情報等の自動メッセージが流れる仕組みの情報伝達システムを調査・研究し、北区でも早急に導入するべきと考えますが区の見解を伺います。

次に貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について伺います。

厚生労働省の統計によると、可処分所得が全体の中央値の半分以下に満たない人の割合である相対的貧困率に関し、17歳以下は上昇を続けて、2012年には16.3%に達しており、子どもの6人に1人が貧困に苦しんでいる計算となっております。また、2014年度版子ども若者白書によれば、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率はOECD加盟34か国の中で最も高くなっております。経済的困窮は、子どもの学力に直結するとも言われておりますが、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代間で連鎖されることは何としても防がねばなりません。その対策として国は、2013年に「子どもの貧困対策推進法」を成立させ、2014年には対策大綱を閣議決定しております。また、足立区は今年度から「子どもの貧困対策担当部」を設置し、学校を軸とした放課後の学習支援など2019年度までの実施計画をまとめております。北区も、来年度から生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の子どもに対し、地域において学習支援を行う団体の立ち上げ、運営支援やネットワーク構築等の学習支援事業を社会福祉協議会に委

託して貧困の連鎖を防止する事業を行う予定です。そこで伺います。この学習支援事業での支援対象は、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもとなっておりますが、生活保護受給世帯以外の生活困窮者世帯の子どもをどのような方法で把握しようとしているのか。そして、生活困窮の基準をどのように考えているのかをお示しくください。そして、この事業を必要とする世帯の方々へどのようにPRするかもお尋ねいたします。また、関連事業として「子どもの未来応援～貧困対策の強化」との関係性をどのように捉えているかをお答えください。この二つの事業は将来にわたり継続して行うことにより、貧困の連鎖防止に効果があると考えますが、進捗状況、事業の評価をどのように行うか、また、長期的な展望についてもお聞かせ下さい。

生活困窮者は自ら支援を求めないことも少なくありません。窓口で待っているだけでは生活困窮者の実態を掴むことは困難です。そこで大切になってくるのが縦割り行政を克服し、これまでの自治体行政のあり方の転換を図ることが重要かと考えます。

区では組織間の連携や情報共有を積極的に進められることと思いますが、福祉関連部局、収納関連部局、学校・教育委員会な

どがどのように連携を深め、この事業に携わるのか、各所管の認識と取り組みをお聞かせ下さい。

また、この事業を委託される北区社会福祉協議会の役割は極めて重要となってくると思いますが、社会福祉協議会の組織の拡充や人材育成についてはどのように取り組まれているのか、予算も含め認識している課題があればお示しください。

次に、地域の諸課題について伺います。

先ずは十条地域の諸課題について一つ目の質問です。十条地域は、十条駅西口地区市街地再開発、十条駅付近連続立体交差事業、都市計画道路の補助83号線、補助73号線等の整備事業等があります。にぎわいと安心安全なまちづくりをするための再開発や都市計画道路の整備には、その地域の土地所有者や居住者、営業をされている方々のご協力とご理解が不可欠です。今までも相談窓口の開設など、地域の方々のご相談に真摯に対応され、積極的に推進されていることを評価しております。最近では、十条駅付近の連続立体交差化計画に伴う、補助85号線の都市計画変更素案の地元説明会が王子第五小学校にて行われ、その整備に対する関



心や様々なご意見が聞こえてきております。十条駅付近沿線まちづくり基本計画では、「展開すべきまちづくり」の方針として、道路整備については「地域に根ざした商店街を活かすため、駅付近の道路網強化に合わせた歩行空間を整備し、歩行者の回遊性向上を図ると示されています。そこで伺います。この補助85号線沿道には、いちよう通り商店会をはじめとして数多くの地域に根ざした商店がありますが、「地域に根ざした商店街を活かす」ために、北区はどのように関与しようと考えておられるのか見解をお聞かせ下さい。また、沿道で営業されている方々が道路整備に伴い、店舗や事業所の移転を検討する場合には、積極的に支援をすべきと考えますが、区の見解をお聞かせ下さい。

十条地域の二つ目の質問として、十条駅周辺の受動喫煙及び路上喫煙の対策強化について伺います。十条駅周辺には、帝京大学や東京家政大学、東京成徳大学、王子第五小学校、十条富士見中学校などがあり、児童・生徒、学生や職員の方々を含めた多くの方々が十条駅周辺の道路を利用しております。先日、補助85号沿道の住民の方々と駅を利用する方から路上喫煙に関する相談を受けました。補助85号沿道の方々からは、朝の通勤通学の時間帯に路上喫煙が多く見られ、通学中の児童生徒が受動喫煙ややけどをする危険性を指摘されました。 十条駅利用者が電車を降

り、交番を通り過ぎた後に歩行喫煙するために火をつけるタイミングがいつも同じなのか、数種類の吸い殻が一定のエリアに捨てられているとのことでした。また、駅を利用される方からは、駅前交番隣の児童遊園にての喫煙が多く困っているとの話でした。帝京大学及び附属病院周辺では喫煙対策を推進しており、同大学では喫煙に関して個人のみならず社会全体の問題と捉え、医療系大学という立場から地域の健康課題として、学外を含めた包括的な喫煙対策を講じていく必要があると考えておられます。北区は「北区基本計画2010」の中で、区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を利用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯などの地域課題の解決をすることにより、豊かな地域社会の創造を目指すとしています。そこで伺います。受動喫煙を防止し、安全で清潔なまちづくりを推進するため、関連する大学との連携・協働を推進し、たばこに関する健康課題を解決すべきと思いますが区の見解をお聞かせ下さい。また、病院や学校周辺は路上喫煙禁止重点地区にすべきと考えますが、区のお取り組みをお聞かせ下さい。

最後に西が丘、赤羽西地域の諸課題について伺います。

国際興業、赤50系統、王子駅行が本年3月16日から経路変更

となります。このバスの従来の経路は、赤羽商業高校停留所から西が丘一丁目、西が丘二丁目、姥が橋停留所へと走行しておりました。国際興業によると、赤羽商業高校停留所から姥が橋停留所間は住宅地の中の一方通行の狭い道路で、歩行者や自転車の横断も多いことと、姥が橋交差点手前の都道との合流点では交通量が多く、円滑な運行が困難な状態であることが理由とのことでした。歩行者や自転車の安全が第一であることは言うまでもありません。然しながら、西が丘一丁目や西が丘二丁目の停留所を利用されていた高齢者の方々からは、公共交通のあり方について北区の姿勢を問う声が数多く寄せられました。わたくしは、平成23年6月の定例会で、西が丘地域、赤羽西二丁目から四丁目の公共交通機関の充実を促すためコミュニティバスの導入を求めました。それ以降も、ことあるごとにコミバスやデマンド交通の導入を含めた公共交通機関のあり方を提案して参りました。そこで改めて質問いたします。平成23年6月の質問から今日に至るまで、北区はコミュニティバスの運行について、地区選定を含めた検討をどのように行ってきたのでしょうか。また、民間事業者が経路変更し、競合しなくなった場合などには積極的に導入検討すべきと考えますが区の見解を伺います。そして、赤羽西補助86号線の整備が進捗し、弁天通りの拡幅が整備された際には、国際興業バ

スの相互通行や路線の拡充を申し入れるべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。